北大阪地域労働ネットワーク推進会議設置要領

資料７－２

資料７－２

１　目的

　　　北大阪地域労働ネットワークは、北大阪地域における国、府、市町の労働行政関係機関と労働団体、経済団体が、それぞれの役割を果たしつつ連携を図り、地域の労働に関わる課題や問題を共通認識しながら、それを解決していくために相互に連携・協力を行うことを目的とする。

２　組織

　　　北大阪地域労働ネットワークを推進するため、地域労働ネットワーク推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

　なお、事業等の効果的な推進を図るため、必要に応じて関係者による会議を開催することができる。

３　構成

　　　推進会議は、原則として、北大阪地域における次の機関・団体により構成するものとする。

・労働基準監督署

・公共職業安定所

・大阪府

・市町

・労働団体

・商工会・商工会議所

４　協議事項

　　　推進会議等は、次に掲げる事項について協議、意見交換等を行う。

（１）地域の労働に関わる課題、問題に関すること

（２）構成機関・団体の労働関係事業に関すること

（３）構成機関・団体間の情報交換に関すること

（４）労働関係法制度、施策等に関すること

（５）その他、地域労働ネットワークに関して必要な事項

５　労働関連事業の推進

（１）北大阪地域労働ネットワークは、構成機関・団体が相互に連携・協力を図り、共同して労働

関連事業の推進に努める。

（２）構成機関・団体が独自に実施する労働関連事業について、地域労働ネットワークに対し広報等の協力依頼があったときは協力に努める。

　なお、協力依頼については必要に応じて依頼文書を求めることができるものとする。

６　推進会議等の運営

1. 推進会議等は、事務局が招集し開催する。
2. 推進会議等の座長は、互選により選出する。

７　事務局

　　　推進会議の事務局は、大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課に置く。

附則　この要領は、平成１５年３月２６日から実施する。

　　　この要領は、平成１６年４月　１日から実施する。（一部改定）

　　　この要領は、平成２１年７月２８日から実施する。（一部改定）

　　　この要領は、平成２９年２月２１日から実施する。（一部改定）

　　　この要領は、令和２年４月１日から実施する。（一部改定）